

檻・ワナの購入を検討している方へ



捕獲許可はありますか？

許可なく野生鳥獣を捕まえることは



違法 です！

野生の鳥獣（鳥類及びほ乳類）を捕まえたり、卵をとったりすることは、法律(※)によって、原則禁止されています。

飼育はもちろん、生活環境や農業に被害を引き起こしている場合でも、許可なく野生鳥獣を捕まえると、違法になることがあります。

違法に野生鳥獣を捕獲した場合は罰則があります。

※ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

安易に捕獲しようとすると思わぬトラブルになることも…

- 誤ってネコが捕まったことに気がつかず、熱中症で死なせてしまい、飼い主との間で訴訟問題になった
- 捕獲した野生動物の扱い方がわからず、ひつかかれてケガをしてしまった
- 屋根裏に檻を設置したが、捕まった野生動物が暴れるので檻を動かせず、糞尿で天井が傷んでしまったなど

野生動物による被害でお困りのときは、自分で捕まえようとせず、まずは福井市役所有害鳥獣対策室にご相談ください。

福井県 自然環境課（電話：0776-20-0306）
福井市 有害鳥獣対策室（電話：0776-20-5701）